

建管第323号
令和2年(2020年)6月5日

建設業者団体の長様

北海道建設部長

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症に強い北海道の構築に向け、「北海道スタイル」の実践や、業種別ガイドラインの遵守などに取り組んでいただいていることに、感謝申し上げます。

さて、この度、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審に関し、特例的な措置を講じる旨の通知があったことから、道では、別紙のとおり取り扱うこととしました。

つきましては、貴団体の建設業者に対し、別紙の対応について周知いただきますよう御配慮をお願いします。

なお、本通知内容については、道庁建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていますことを申し添えます。

○道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)